

# 阿見町議会会議録

平成24年第2回臨時会

(平成24年4月6日)

阿見町議会

## 平成24年第2回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号(4月6日)	3
○出席, 欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・仮議席の指定	6
・議長の選挙	6
・議席の指定	8
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	9
・副議長の選挙	11
・常任委員会委員の指名	12
・議会運営委員会委員の指名	13
・常任委員会及び議会運営委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	13
・龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙	14
・牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙	14
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	15
・議案第36号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	16
・議案第37号から議案第39号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	24
・議案第40号(上程, 説明, 採決)	26
・議員提出議案第2号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	27
・決議案第2号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	28
○閉 会	30

## 第 2 回 臨 時 会

阿見町告示第122号

平成24年第2回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年4月2日

阿見町長 天 田 富司男

1 期 日 平成24年4月6日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 議長の選挙について
- (2) 副議長の選挙について
- (3) 常任委員会委員の指名について
- (4) 議会運営委員会委員の指名について
- (5) 竜ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について
- (6) 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について
- (7) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- (8) 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿見町一般会計補正予算（第8号））
- (9) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）
- (10) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
- (11) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
- (12) 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

第 1 号

[ 4 月 6 日 ]

## 平成24年第2回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成24年4月6日（第1日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
総	務	部	長	坪田匡弘君
町	民	部	長	篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
税務課長	吉田衛君
国民年金課長	野口静男君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

## 平成24年第2回阿見町議会臨時会

### 議事日程第1号(その1)

平成24年4月6日 午前10時開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

### 議事日程第1号(その2)

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 諸般の報告

日程第5 副議長の選挙について

日程第6 常任委員会委員の指名について

日程第7 議会運営委員会委員の指名について

日程第8 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告について

日程第9 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

日程第10 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

日程第11 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第12 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度阿見町一般会計補正予算(第8号))

日程第13 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町税条例の一部改正について)

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町都市計画税条例の一部改正について)

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第14 議案第40号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第1 議員提出議案第2号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定について

追加日程第2 決議案第2号 東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議(案)

午前10時00分開会

○事務局長（青山公雄君） 事務局長から申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。

御出席の議員の中で、諏訪原実議員が年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（諏訪原実君） ただいま紹介にあずかりました諏訪原実でございます。

皆様方には、去る3月25日の町議会選挙において当選され、ここに御参集されましたことは、まことにおめでとうございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより平成24年第2回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、議事日程第1（その1）に入ります。

---

#### 仮議席の指定について

○臨時議長（諏訪原実君） 日程第1，仮議席の指定について、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

これから議長選挙にかかわる所信表明会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

〔「全員協議会」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（諏訪原実君） ええ。先ほど決まりました全員協議会室へ御参集をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

休憩 午前10時04分

---

再開 午前10時10分

○臨時議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 議長の選挙について

○臨時議長（諏訪原実君） 次に日程第2，議長の選挙を行います。  
選挙は投票により行います。  
議場を閉鎖します。

〔書記，議場閉鎖〕

○臨時議長（諏訪原実君） ただいまの出席議員は18名であります。  
お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に

藤 平 竜 也 君

野 口 雅 弘 君

永 井 義 一 君

以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
投票用紙を配付します。配ります。

〔書記，投票用紙配付〕

○臨時議長（諏訪原実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（諏訪原実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔書記，投票箱を改める〕

○臨時議長（諏訪原実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上，事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

○事務局長（青山公雄君） それではお呼びいたします。

〔事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

○臨時議長（諏訪原実君） それでは，投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（諏訪原実君） 投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。  
これより開票を行います。

藤平竜也君，野口雅弘君，永井義一君，立ち会い願います。

〔立ち会いの上，開票〕

○臨時議長（諏訪原実君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

倉持松雄議員13票、吉田憲市議員3票、無効投票2票。

よって、倉持松雄議員が議長に当選をいたしました。

それでは、ここで議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○臨時議長（諏訪原実君） ただいま議長に当選されました倉持松雄君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

ここで、倉持松雄君よりあいさつがございます。倉持松雄君、登壇願います。

簡潔に、よろしく願います。

〔議長倉持松雄君登壇〕

○議長（倉持松雄君） 仮議長の親切なお言葉にこたえます。

皆様方の力強い御支援をいただきまして議長にさせていただきました。本当にありがとうございました。これからは、議会一新、町長が町民の貴重な税金を取って、町民に正確に納得できるようなお返しができるかどうかということが提案されます。そのことについて、皆様方とともに慎重に審議して、本当にまた自分が、新しい選挙で議員になれた皆さんが、地域の皆様方に説明のできるような審議をしていただき、執行部と一体となって、町民のために一日一日努力できますような議会運営をしていきたいと思っております。

どうぞ皆様、よろしく願いをいたします。

○臨時議長（諏訪原実君） それでは、ここで本席を議長と交代をいたします。御協力ありがとうございました。

〔臨時議長退席〕

○議長（倉持松雄君） それでは、これより議事日程第1（その2）に入ります。

議事については、お手元に配付されました日程表によって進めたいと思っておりますので、御了承願います。

---

#### 議席の指定について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第1，議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させますので、順次御着席願います。

○事務局長（青山公雄君） それでは、お読みいたします。

1番倉持松雄議員，2番藤平竜也議員，3番野口雅弘議員，4番永井義一議員，5番海野隆

議員， 6 番飯野良治議員， 7 番平岡博議員， 8 番久保谷充議員， 9 番川畑秀慈議員， 10 番難波千香子議員， 11 番紙井和美議員， 12 番柴原成一議員， 13 番浅野栄子議員， 14 番藤井孝幸議員， 15 番久保谷実議員， 16 番吉田憲市議員， 17 番佐藤幸明議員， 18 番諏訪原実議員， 以上でございます。

〔議席移動〕

○議長（倉持松雄君） それでは，ここで暫時休憩いたします。

議員各位においては，全員協議会室へ御移動願います。会議の再開は，常任委員会及び議会運営委員会の委員等が決まり次第，再開いたします。

休憩 午前10時33分

---

再開 午前11時05分

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第2，会議録署名議員の指名について，本臨時会の会議録署名議員は，会議規則第120条の規定により，

5 番 海 野 隆 君

6 番 飯 野 良 治 君

を指名いたします。

---

会期の決定について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第3，会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は，本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

---

諸般の報告

○議長（倉持松雄君） 次に日程第4，諸般の報告を行います。

ここで町長から発言が求められておりますので、これを許します。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。議会選挙後の初議会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成24年第2回臨時議会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに臨時議会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

去る3月25日の選挙におきましては、18名の定数に対して7名オーバーという大変な激戦でありました。その厳しい選挙を勝ち抜かれ御当選されました皆様方に、心からお祝いを申し上げます。

また、今回新人5名という、非常に新人の議員としても厳しい選挙を勝ち抜かれてまいりました。そういう中で、新人議員の思っているものを今後町政に積極的に反映していただくことが、町政のやはり、今後の町政に大きな指針を与えるものと考えております。どうか、初心を忘れずに一生懸命町政に携わってください。よろしく願いいたします。

先ほどの議長選挙におきましては、倉持松雄議員が議長に選出されました。これまでの実績、経験を活かし、円滑な議会運営を進められることを心から御期待を申し上げます。

本日、この常任委員会などの新しい議会の構成が固まることとなろうと思っておりますが、執行部も新たな気持ちになって取り組んでまいりたいと考えております。

改めて、御当選おめでとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、議長より報告いたします。

本臨時会に提出された案件は、町長提出議案第36号から議案第40号の5件であります。

次に、監査委員から平成24年2月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。全員協議会室へお移りください。ここで、副議長の選挙に関する所信表明を行います。全員協議会室へお移りください。

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時15分

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

副議長の選挙について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第5，副議長選挙を行います。  
選挙は投票により行います。  
議場を閉鎖します。

〔書記，議場閉鎖〕

○議長（倉持松雄君） ただいまの出席議員は18名であります。  
お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により，立会人に

7番 平岡 博 君

8番 久保谷 充 君

9番 川畑 秀慈 君

以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め，さよう決定いたしました。  
投票用紙を配付させます。

〔書記，投票用紙配付〕

○議長（倉持松雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

〔書記，投票箱点を改める〕

○議長（倉持松雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上，事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（青山公雄君） それではお呼びいたします。

〔事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

○議長（倉持松雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

7番平岡博君，8番久保谷充君，9番川畑秀慈君立ち会い願います。

〔立ち会いの上，開票〕

○議長（倉持松雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票，有効投票15票，無効3票。有効投票中のうち，柴原成一君13票，紙井和美君2票，以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でありますので，柴原成一君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記，議場開鎖〕

○議長（倉持松雄君） ただいま副議長に当選されました柴原成一君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第2項の規定により，告知をいたします。

ここで，柴原成一君よりあいさつがございます。柴原成一君，登壇願います。

〔副議長柴原成一君登壇〕

○副議長（柴原成一君） 皆さん，こんにちは。議員の皆様，私を副議長に選んでいただきまことにありがとうございます。

今後は倉持松雄議長を是々非々を持って補佐し，町政に臨みたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

---

#### 常任委員会委員の指名について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第6，常任委員会の委員の指名を行います。

本件につきましては，委員会条例第5条第1項の規定により，指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは，常任委員会の委員を発表いたします。

まず初めに，総務常任委員会，倉持松雄議員，吉田憲市議員，久保谷実議員，藤井孝幸議員，浅野栄子議員，川畑秀慈議員。

続きまして，民生教育常任委員会，諏訪原実議員，佐藤幸明議員，紙井和美議員，久保谷充議員，海野隆議員，藤平竜也議員。

続きまして，産業建設常任委員会，難波千香子議員，柴原成一議員，平岡博議員，飯野良治議員，永井義一議員，野口雅弘議員，以上でございます。

○議長（倉持松雄君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 議会運営委員会委員の指名

○議長（倉持松雄君） 次に日程第7，議会運営委員会委員の指名を行います。

本件につきましては，委員会条例第5条第1項の規定により指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは，発表いたします。

諏訪原実議員，佐藤幸明議員，久保谷実議員，藤井孝幸議員，紙井和美議員，柴原成一議員，以上でございます。

○議長（倉持松雄君） お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは，ここで暫時休憩をいたします。議員各位においては全員協議会室へ御移動願います。会議の再開は，常任委員会及び議会運営委員会の委員長，副委員長が決まり次第再開いたします。

休憩 午前11時33分

---

再開 午前11時50分

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

---

#### 常任委員会及び議会運営委員会の委員長，副委員長の互選結果報告について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第8，常任委員会及び議会運営委員会の委員長，副委員長の互選結果を報告します。

事務局長に報告させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは，常任委員会委員長の互選結果を発表させていただきます。

総務常任委員会，委員長，久保谷実議員，副委員長，吉田憲市議員。

続きまして民生教育常任委員会，委員長，諏訪原実議員，副委員長，紙井和美議員。

産業建設常任委員会，委員長，難波千香子議員，副委員長，平岡博議員です。

続きまして，議会運営委員会の委員長，副委員長について発表いたします。委員長が，久保谷実議員，副委員長，佐藤幸明議員です。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 以上で，常任委員会及び議会運営委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を終わります。

---

#### 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第9，龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては，龍ヶ崎地方衛生組合同規約第5条第2項の規定により，議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては，地方自治法第118条第2項の規定により，指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については，議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

それでは，龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に，藤井孝幸君，平岡博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました藤井孝幸君，平岡博君を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

ただいま当選されました藤井孝幸君，平岡博君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

---

#### 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第10，牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、牛久市・阿見町斎場組合理約第5条第2項の規定により、議員3名を  
選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、  
指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、牛久市・阿見町斎場組合理会議員に、佐藤幸明君、吉田憲市君、川畑秀慈君を指  
名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました佐藤幸明君、吉田憲市君、川畑秀慈君を牛久  
市・阿見町斎場組合理会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました佐藤幸明君、吉田憲市君、川畑秀慈君が議場におられますので、本  
席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

---

#### 茨城県後期高齢者医療広域連合理会議員の選挙について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第11、茨城県後期高齢者医療広域連合理会議員の選挙を行  
います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合理約第8条第3項の規定により、議員  
1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、  
指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、諏訪原実君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました諏訪原実君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました諏訪原実君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後 1時01分

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿見町一般会計補正予算（第8号））

○議長（倉持松雄君） 日程第12、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿見町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第36号の平成23年度阿見町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に18億7,114万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ161億6,393万9,000円とするほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行ったものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。

第1款、町税では、景気後退の影響から個人所得の低迷が続いており、個人町民税の所得割が減額となる一方、法人町民税では、当初予算で想定していた以上の落ち込みは見られないことから、緩やかな持ち直しの動きなどを勘案し、町民税法人税割を増額。

第15款、国庫支出金では、子ども手当国庫負担金を減額する一方、社会資本整備総合交付金を増額するとともに、学校施設環境改善交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金を新規計上。

第16款、県支出金では、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金を減額する一方、市町村復興まちづくり支援事業費交付金を新規計上。

第19款、繰入金では、財源調整のため繰り入れしていた財政調整基金繰入金を皆減。

第20款、繰越金では、歳出の財源に充てるため前年度繰越金を増額。

第21款、諸収入では、環境整備工場建設工事の談合に係る川崎重工業株式会社からの和解金を新規計上。

第22款、町債では、保育所整備事業債を減額する一方、社会資本整備総合交付金事業債を増額するとともに、事業前倒しにより学校耐震化事業債及び給食センター整備事業債を新規計上したものであります。

次に、4ページからの歳出であります。事業費の確定などによる計上のほか、国庫補助金の前倒しに伴う給食センター整備事業に係る経費を追加しております。

第2款、総務費では、一般管理費で、臨時職員社会保険料を減額するほか、住民情報ネットワーク運営事業の電算システム委託料及び使賃料を減額。財産管理費で、印刷製本費及び電気使用料を減額。地域安全対策費で、原発事故避難者宿舍借上料を増額。

第3款、民生費では、社会福祉総務費で、国保財政安定化支援に係る繰出額の確定に伴い国民健康保険特別会計繰出金を、介護給付費等の増により介護給付費繰出金をそれぞれ増額。障害者福祉費で、利用件数の減により自立支援医療給付費を、児童措置費で、支給基準の変更により子ども手当をそれぞれ減額。

第4款、衛生費では、予防費で、接種率が見込みを下回ったことにより任意及び定期予防接種委託料を減額する一方、塵芥処理費で、環境整備工場建設工事の談合に係る国・県への返還金の額の確定により、国庫支出金等返還金を新規計上。放射能対策費で、新年度より放射能除染作業に従事する職員の安全を確保するための表面汚染測定器購入代を新規計上。

第5款、農林水産業費では、農業振興費で、水田農業構造改革対策事業補助金を減額する一方、農地費で、土地改良区が実施する農地・農業用施設災害復旧工事に対する補助金を新規計上。

第7款、土木費では、街路事業費で、都市計画道路荒川沖・寺子線及び中郷・寺子線整備事業を、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を、土地区画整理費で本郷第一土地区画整理事業繰出金を、開発費で阿見吉原土地区画整理事業分担金をそれぞれ減額。

第9款、教育費では、学校管理費で、朝日中学校耐震化に係る経費を、学校給食費で、給食

センター整備事業に係る経費をそれぞれ前倒して計上し、増額。

第11款、公債費では元金及び利子の償還費を減額。

第12款、諸支出金では、財源調整のため財政調整基金への積立金を増額するほか、震災復興まちづくり基金積立金を新規計上したものであります。

次に、6ページの第2表・繰越明許費であります。財産管理費ほか10件について、それぞれ平成23年度内に事業完了とならないことから平成24年度に繰り越したものであります。

次に、7ページの第3表・債務負担行為補正については、アンテナショップ運営委託料に係る業務が平成24年4月から円滑に進められるよう平成23年度内に入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定したものであります。次に、8ページの第4表・地方債補正につきましては、学校施設耐震化事業及び給食センター整備事業を追加するとともに、社会資本整備総合交付金事業等5件について事業費の確定により限度額を変更するほか、震災復興特別交付税で措置される災害復旧事業を廃止したものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 4番永井です。何点か質問したいんですけども、まず10ページですね、12番目の諸支出金、この中の補正額の10億5,348万3,000円の内容を1つ。あとですね、51ページ、これは一番上の学校施設整備、この金額の内訳、内容を教えてほしいと。あと最後にですね、58ページの給食センター整備事業なんですけども、これのどういう状況になっているか、これの進捗状況をちょっと教えてください。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まず1点目の諸支出金の内訳内容について御説明をいたします。金額が10億100万余りですけども、これは23年度事業におきまして余剰金、そのほかの和解金という歳入がございました。それにつきまして、主にですけども財政調整基金に積み立てるための基金への支出でございます。そのほか災害復興のまちづくり交付金ですね、県のほうからいただきました交付金5,200万円もまずは基金のほうに積み立てをいたしまして、来年度24年度から災害復興に関する事業に支出していくというための基金への支出ということでございます。

主にこういった内容でございます。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 永井議員の質問にお答えいたします。先ほど町長が答弁しましたけれども、これは朝日中学校のですね、耐震化工事の計上でございまして、計画では平成27年度までにすべての小中学校の耐震化を終了する予定で計画どおりやっております、急遽国庫補助金が前倒しになりましたので、23年度の補正予算に計上したものでございます。

それから58ページでございますが、おかげさまでですね、新給食センターについては平成25年度の9月オープンちゅうことで今進めておりまして、こちらについても先ほど町長が答弁したとおり急遽前倒しで国庫補助金がつきましたもので、そのために計上したものでございます。以上でございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 34ページの衛生費ですけれども、放射能対策費の中から新規で1112番放射能対策事業備品購入費ということで24万5,000円が入っておりますが、先日の説明では測定器を購入するというお話であったかと思えます。これはやはり今でも放射能は大変飛んでいるということで、幼い小さな子供を持つ親にとっては大変心配の種でございます。で、この放射能の備品購入費、これはどのような測定器を購入するのか、そしてまた今まで阿見町ではいろいろな測定器を購入したと思えますが、もしできればその購入した機種ですね、機種というかこういう測定器を何台、こういう測定器を何台と、それを内訳お願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。放射能対策事業の中の備品購入費24万5,000円の増額補正の内容でございますが、こちらはですね、既に現予算がと言いますか、23年度の予算が153万9,000円でございますが、それに24万5,000円を足しまして合計で178万4,000円の予算をもとにですね、まず放射能の線量を測定します線量器ですね、サーベイメーターという機械でございますが、こちらを1台購入するものと、それからもう1つはですね、こちらが34万6,000円でございます、そのほかにも既に購入しましたものが放射能の測定器でして、軽微なものが7台ございます。それから、既に購入しましたシンチレーションサーベイメーターというものが1台ございますので、既に購入しましたものがシンチレーションサーベイメーターが1台、モニターが7台、と新たにサーベイメーターを34万5,000円を購入するのにその予算が足りないものですから24万5,000円をプラスして補正をしたということでございます。

それと、これまでのどういった備品を購入したかといいますと、22年度、23年度合わせまして、まず食品の放射能測定器、こちらがちょっと額ははっきりしておりませんが450万円前後

だったかと思えます。それから簡易な線量計，測定器ですね，こちらがですね，はっきりした数字はちょっとないんですが25台ぐらい，あと県等から貸与されたものが二，三台ございます。そういった状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それではちょっと質問して……。放射線の測定室ですね，それで最初に600件の申し込みがあったといいますけども，現在はどのようになっていらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 御質問は訪問測定，空間線量の訪問測定というような件数のでよろしいでしょうか。

はい。昨年11月から始めましたけども，当初はですね，相当ありましたが，今は大分落ちついておりまして，1日に数件ぐらいでして，今町民の方々にお待ちいただくようなことはないような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 4ページなんですけども，4番の衛生費の中で環境衛生費ということで，先ほど町長のほうから県・国への返還金というお話がありました。それが464万1,000円の補正額が上がっていますが，これは補助金の，国から7億，県から9,400万が補助金としてなっているやつの割合なのかどうか，ちょっと教えていただきたいんですね。

私も新人なんで，今までの経過が十分把握できているとは思わないんですけども，この国からいただいた額の中の17%ですか，7億ってやつと，県のほうからいただいた9,473万の0.2%，その割合がプラスしたものがこの額になっているのかどうか，ちょっとお願いしたいということなんです。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい，お答えいたします。今の御質問は，環境整備工場建設工事に係る談合問題がありまして，いろいろ公正取引委員会の審決，それから業者側の争いました最高裁判所までの判決によりまして談合があったという事実がありまして，阿見町は川崎重工業と契約してつくっていただいたんですが，その部分で談合があったという確定をしましたのでその一部，契約が高く契約されたというような考え方の中で，川崎重工業と町が話し合いをしまして支払った一部を返還，結果的に和解金ということでお固めいただいたというようなことでございます。

で，この環境整備工場建設に当たりましては，国と県の補助金をいただいております。で，

この4億9,000万の和解金ということで、全部で59億以上の建設事業の中でこの4億9,000万分町に戻りましたが、その中に一部補助金が入ったということで、この分は国と県に返還しますということで返還するものでございます。

で、当初の補助金の額ですけども、国の補助が7億150万7,000円、県の補助金が908万8,000円ということでございました。で、この中の一部を変換するということで、歳出のほうは32ページの23償還金利子及び割引料で1,434万9,000円、これが返還金ということでございます。

それで、国のほうが7億ほど、約7億になりましたので、国の分が1,415万余りと、で、県の補助金が908万8,000円に對しまして19万1,000円ということで、この合計がこの金額ということでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） もう1点済みません。59ページの基金のところです、この財政調整基金に10億127万9,000円を積むということなんですけども、それによって財政調整基金の今の、現在の積み立てられている金額をちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この積み立て、10億余りの積み立てをいたしまして合計額が26億5,880万円ということでございます。26億5,880万円と……5,880万円。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 12ページですけども、児童福祉費負担金ということで子ども手当国庫負担金の、この減額になっております。町長さんは先日新聞に載りますと、この中で和解金は町民全体のためにと、そして復興や防災予算、子育て支援に当てたいというようにお話ししておりましたが、この減額との関係はどのようになってらっしゃるのでしょうか。

今まで子ども手当は小学校までは1万5,000円、小学生は1万円、中学生が一律1万円というお話でしたけれども、それに影響があるのかどうか、この子育て支援についてお伺いします。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。子ども手当の国庫負担金の減額につきましては、先ほど町長も提案理由で御説明しましたとおり法改正によりまして基準額の変更があったということでございます。改正内容としては一律1万3,000円から、3歳未満児が一律1万5,000円、3歳以上小学校就学前の児童までが1万円、中学生が一律1万円というこ

とで変更になったための減額でございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を……。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ふなれなものですから、言っちゃったものですから、なれ次第、日を重ねることによって私もなれますから、なれたときには皆さんの意見を十分取り入れて発言して……。私に御協力をよろしくお願い申し上げるものでございます。

討論なしと認め……。

〔「討論があるんで手を挙げたんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） そうですか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私のほうもふなれなもので、ちょっとタイミングがずれちゃったんでお許してください。

まず今回の補正予算なんですけども、私は新人議員なんで3月議会は議論にはもちろん参加はしてないわけなんですけども、ただ私、去年の9月に請願署名を出しまして、で、9月の段階で全会一致で震災のための住宅リフォーム助成制度、あれがまあ、議員全員が一致で通ったということで、私自身としてはこの予算の中で和解金と言われている4億9,000万円財調に積むということなんですけども、実際のところ茨城県内でもほかの市町村なんかでは、土浦市なんかでもそうなんですけども、そういった震災による住宅のね、何て言うんだ、工事の支援出したりですとか、また行政単独で利子補給をしたりとかいろいろなことやってるわけなんですけども、阿見町に関しては町長の9月、12月議会、臨時議会の中で一切やりませんという話

は聞いてるわけなんですけども、私今回反対討論をするわけなんですけども、実際町長なんかでも広報あみの3月号、ちょっと今コピーを持ってきたんですけども、その中で「一部損壊に関しては比較的軽微であり」って書いてありますね。

ただ実際私のほうでいろいろ聞いたところ、町の被害よりもやはり合計したら一部損壊の被害のほうが大きくなってとても軽微だとは思いません。ので、なおかつそういったところで、私のほうとしては4億9,000万を使ってその一部損壊のところを直したらいいんじゃないのっていうことで、この間ずっと話はしてるわけなんですけども、その中で財調に積むっていうことに対して、先ほど財調の合計がね、26億ですか、そういった数字になっていると。

ですから、これは改めて財調に積むのではなく、町民のためにぜひともね、その4億9,000万を、まあ全部とはもちろん言いませんけども、何らかの形で使うべきだと私は考えまして反対の討論をします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） この問題については、私も3月議会の一般会計の補正予算のことについての審議を上の傍聴席から見学をいたしました。非常に賛成するほうも反対するほうも本当に町民の立場に立ってね、どうしたらいいかっていうことで政策判断の見解の相違がね、非常に明らかになった事案だと思いますね。

私は、今の会計の報告を聞いていて和解金4億9,000万が発生した経緯ですね、それを見たときには結局川崎重工業が過大に見積もって町のほうに59億6,370万円を請求をして、それを支払ったと。で、それをチェックできなかった議会も執行部も、もちろん手落ちっていうかね、なかなか発見できないものなんでしょうけども、会計検査院によってそれが明らかになって、それが不当だということの結果が明らかになって返還金が約3億ですね、遅滞金も含めて4億9,000万という返還金が発生したわけですね。

で、その内訳を見ると一般財源が15億、起債が19億、補助金が国から先ほど言われたけど7億、県から9,400万ということで、借り入れが発生してるわけですね。ということは、クリーンセンターそのものについて過大に見積もられて、それが不当な金額として戻されたという趣旨からすればですね、これはいわゆる返還、町で一般財源から返還は済んでるとはいつでも、それはそれに充てることのほうが筋としては合っているのではないかなというふうにおれはすごく感じたんですね。

で、もし仮に今永井さんが言われたような、今回の本当に震災の被害は確かに阿見町においても過去にね、例のないほどひどいものだったんですけども、それに必要だという合意があれ

ばね、別な財源を皆さんで知恵を出して求めてね、それをやったらいいと思うんですね。この4,900万円には余り……。あ、4億9,000万円にはそんなにね、こだわって全体をね、見るということはおれはちょっと筋違いなんじゃないかなというふうに関してね、今回は本案をね、承認して、でまた新たに必要であれば皆さんで知恵を出すということのほうが筋かなというふうに思っています。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対討論がありましたので、起立によって採決いたします。本案を原案どおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案どおり承認することに決しました。

---

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第13、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第37号、阿見町税条例の一部改正、議案第38号の阿見町都市計画税条例の一部改正、議案第39号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

平成24年度の税制改正により地方税法の一部を改正する法律が、本年3月30日、国会において可決成立し、公布されたことなどを受け、当該改正を各条例に反映させて4月1日より施行

するため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

阿見町税条例の一部改正の主な内容としましては、個人町民税関係で、災害により滅失した居住用家屋の敷地にかかる居住用財産の買い換えの特例等の適用において、災害があつた日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡される土地等に限られていましたが、東日本大震災の場合にあつては、この譲渡期限が7年に延長され、それに伴い条文を追加したものであります。

固定資産税関係では、平成24年度評価替えに伴い、宅地などの税負担にかかる調整措置等が、一部見直しがあるものの平成24年度から平成26年度においても継続されることなどにより、所要の改正を行うものであります。

阿見町都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、町税条例における固定資産税関係の改正と同様の理由で、所要の改正を行うものであります。

阿見町国民健康保険税条例の一部改正の内容としましては、町税条例における個人町民税関係の改正で申し上げた内容と同様の理由で、条文を追加したものであります。

以上、慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第37号から議案第39号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第39号については原案どおり承認することに決しました。

---

議案第40号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第14、議案第40号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第40号の阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

議会議員から選任しておりました倉持松雄氏から辞職の申し出があり、これを承認しましたので、議会選出監査委員が欠員となっております。つきましては、次期の監査委員として久保谷充氏を選任したく同意を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となる8番久保谷充君の退席を求めます。

〔8番久保谷充君退場〕

○議長（倉持松雄君） 本件につきましては、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより採決いたします。本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第40号は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、8番久保谷充君の除斥を解き、入場を許します。

〔8番久保谷充君入場〕

---

○議長（倉持松雄君） ただいま18番諏訪原実君ほか3名から議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定についてが提出されました。

お諮りします。この際、議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定についてを日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

議員提出議案第2号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） これより、追加日程第1、議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番諏訪原実君登壇願います。

〔18番諏訪原実君登壇〕

○18番（諏訪原実君） それでは、提案理由を申し上げます。

阿見町議会は、平成20年7月から平成24年3月までの期間、定例会、臨時会及び各委員会等に出席したときの費用弁償を廃止し、さらに議会から選出の審議会等の委員の報酬及び費用弁償を廃止し、町の財政健全化に寄与してきたところです。

我が国の経済情勢は今、世界金融危機及び東日本大震災の影響から後退局面にあり、地方自治体の財政状況も依然として厳しい状況であります。当町においても先行き不透明な税収など財政状況は以前厳しい状況にあります。

このような状況から全議員の任期中の定例会、臨時会及び各委員会等に出席したときの費用弁償を廃止し、さらに議会から選出の市議会等の委員の報酬及び費用弁償を廃止し、議員自ら町の財政健全化に寄与したいと考えるものであります。

提出者、諏訪原実。賛成者、佐藤幸明、久保谷実、藤井孝幸。

以上であります。よろしく願います。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定により

委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

---

○議長（倉持松雄君） ただいま18番諏訪原実君ほか3名から、決議案第2号、東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議（案）が提出されました。

お諮りします。

この際、決議案第2号、東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議（案）を日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 決議案第2号、東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議（案）を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

決議案第2号 東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議（案）について

○議長（倉持松雄君） これより、追加日程第2、決議案第2号、東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番諏訪原実君、登壇願います。

〔18番諏訪原実君登壇〕

○18番（諏訪原実君） それでは提案理由を申し上げます。

提案理由につきましては、別紙決議案を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議（案）

昨年3月11日に発生した東日本大震災はマグニチュード9.0という規模の大きさもさることながら、地震とそれに続く大津波によって多くの人命を奪い、また家屋の倒壊をもたらすなど東北地方を初めとする東日本の広範囲にわたる地域がかつてないほど大きな被害をもたらした。

加えて津波による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は放射能漏れを引き起こし、被害をさらに深刻化させている。

この東日本大震災が発生してから1年が経過する中で、国や地方自治体を初め全国各地の多くの人々が被災地の復旧と復興に向けて取り組んでおり、本町においても災害支援物資や義援金の送付、避難所の受け入れなどさまざまな形で被災地の復興支援に取り組んできた。

しかしながら、被災地の復旧と復興に向けて大きな障害となっているのが膨大ながれきの処理であり、岩手、宮城、福島の東北3県では約2,247万トンのがれきが発生し、1年を経過した現在でも6%程度しか処理ができていない状況である。

政府は処理が進まないがれきについて広域処理の方針を打ち出し、全国の自治体に対して協力を呼びかけているが、放射能汚染の不安等から今もって受け入れが進まないのが現状であり、被災地の復興が進まない大きな要因となっている。

被災地の方々の苦悩を思うと、全国の自治体や国民の協力による一日も早いがれきの処理が求められている。がれきの処理なくして被災地の真の復興はあり得ない。

よって、本町議会は被災地の復旧と復興を最大限に支援するため、国や被災自治体からの要請に基づくがれきの受け入れを積極的に進めるよう強く要望する。

なお、受け入れに際しては阿見町民の理解を大前提とし、国が定める安全基準を下回るがれきであることはもとより、放射線量の測定等を十分な検証、公表など安全性が確認されるものについてのみ積極的に処理支援に取り組み、町民への説明責任を履行し、町民の不安を払拭に努めることもあわせて要請し、被災地の一日も早い復興を願い、決議を提案するものです。

よろしく御審議の上、御決議いただくようお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

決議案第2号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって決議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された決議の配付といたします。「案」の字を削除願います。

---

#### 閉会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で、本臨時会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○町長（天田富司男君） 平成24年度第2回臨時会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、本臨時会に提案いたしました案件につきまして慎重審議の上承認、また議決をいただきありがとうございます。

今回改選によりまして議会の構成も大きく変わり、5名の新たな議員を迎えたわけですが、東日本大震災による防災計画の見直し、放射能問題など町政の課題は山積しております。倉持新議長を中心にして議員各位には円滑なる議会運営と町政のさらなる発展のためお力添えをお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会の言葉といたしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これをもちまして、平成24年第2回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時55分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 諏訪原 実

議長 倉持松雄

署名員 海野 隆

署名員 飯野良治